

住宅省エネルギー性能証明**※建築士の方からの申請のみ受け付けます****※ 省エネ基準申請(ZEH 水準又は省エネ基準)**

| | 現場審査 | | 一戸建て住宅 | | 共同住宅等 (1戸当り) |
|-------------------------------|---------|------|----------|-----------|-----------------|
| | | | 併願※2 有 | 併願※2 無 | |
| 住宅の新築又は新築 住宅の取得をする場 合 | 無 ※1 | 電子申請 | 26,000 円 | 40,000 円 | 左記に同じ |
| | | 紙申請 | 31,000 円 | 45,000 円 | |
| | 有 | 電子申請 | 86,000 円 | 100,000 円 | |
| | | 紙申請 | 91,000 円 | 105,000 円 | |
| 既存住宅の取得 買取再販住宅の取得 をする場合 | 無 ※1 | 電子申請 | 26,000 円 | 40,000 円 | |
| | | 紙申請 | 31,000 円 | 45,000 円 | |
| | 有 | 電子申請 | 86,000 円 | 100,000 円 | |
| | | 紙申請 | 91,000 円 | 105,000 円 | |

※1 現地調査 無 とは、建築士法施行規則第 17 条の 15 に規定する**工事管理報告書**が提出された場合。ただし、機構が現地調査が必要と認める場合は **有** の金額とする。

※2 併願とは**弊社に提出された**以下の証明書等を示す

| | |
|------|---|
| 新築住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ■フラット 3 5 S の適合証明書 (省エネルギー住宅) ■設計住宅性能評価書 ■BELS 評価書 ■その他 省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業関係書類 |
| 既存住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ■新築時の建設住宅性能評価書 ■既存建設住宅性能評価書 (既存住宅用家屋の取得日から 3 年以上前に取得したもの) ■新築時のフラット 3 5 S の適合証明書 (省エネルギー住宅) ■その他 省エネルギー性能の高い住宅の新築等に係る補助事業関係書類 ■設計住宅性能評価書 ■BELS 評価書 |

注1：料金はすべて消費税込みの金額です。

注2：出張費 大阪府、京都府（豊岡支店に関わる一部の地域を除く）の物件に於いては
10,000円（税込金額）を徴収いたします。

※再検査の場合も再検査回数による金額を徴収いたします。

注3：事前相談、変更計画に係る審査等の費用を別途請求できるものとします。

注4：審査が効率的に実施できると機構が判断したときは、料金を減額できるものとします。

注5：併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建て
住宅の料金を適用します。

注6：現場審査において、再審査を行う場合の料金は、一回につき10,000円（税込金額）
とします。

注7：住宅省エネルギー性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき6,000円（税
込金額）とします。